

衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会ニュース

【第 201 回国会】令和 2 年 6 月 1 日（月）、第 3 回の委員会が開かれました。

1 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件

- ・高市総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）鬼木誠君（自民）、谷田川元君（立国社）、櫻井周君（立国社）、中谷一馬君（立国社）、森山浩行君（立国社）、塩川鉄也君（共産）、浦野靖人君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

鬼木誠君（自民）

- （1） 現行の選挙制度の中で、開票所における新型コロナウイルス感染症対策として、ICT（情報通信技術）を活用できる仕組み
- （2） 電子投票には様々なメリットがあるにもかかわらず普及が進んでいない理由及び普及のために総務省が行ってきた取組の内容
- （3） インターネット投票と電子投票の違い
- （4） 電子投票の普及に向けた総務省の今後の取組方針

谷田川元君（立国社）

- （1） 民主主義の成熟のためには幼少期からの主権者教育が重要であることについての高市総務大臣への確認
- （2） 令和元年の参議院議員通常選挙において、18 歳、19 歳の有権者の投票率が低下した要因を分析し、今後の公民教育や主権者教育の在り方を検討する必要性についての高市総務大臣及び文部科学省の見解
- （3） 令和元年の参議院議員通常選挙の選挙期日の決定について
 - ア 一部の選挙管理委員会が選挙期日の決定前にポスター掲示場を設置せざるを得なかったことは、政府に責任があると考えることについての高市総務大臣の見解
 - イ 統一地方選挙特例法案を選挙執行の約 4 ヶ月前に制定していることを踏まえ、選挙管理委員会の準備のために選挙期日の決定は 1 日でも早くすべきと考えることについての高市総務大臣の見解
- （4） 衆議院の解散と総選挙について
 - ア 衆議院の選挙制度への小選挙区比例代表並立制導入等を行った政治改革に対する高市総務大臣の評価
 - イ 平成 31 年の大阪府知事と大阪市長がともに任期途中で辞職し、知事と市長を入れ替えてそれぞれ立候補した大阪ダブル選挙は、公職選挙法第 259 条の 2（地方公共団体の長の任期満了前の退職に伴う選挙で当選した場合、その任期は従前の残任期間となる）の趣旨を逸脱していると考えることについての高市総務大臣の見解
 - ウ 公職選挙法第 259 条の 2 により地方公共団体の長は恣意的な選挙が行われないようにされていると考えるが、それにもかかわらず、内閣総理大臣は恣意的と思われる衆議院の解散ができることは不公平であると考えることについての高市総務大臣の見解
 - エ 解散の日から 40 日以内に総選挙を行わなければならないとする規定を踏まえ、各選挙管理委員会の準備のためにも、急な解散を行う場合は、出来る限り選挙までの期間を長く設ける必要があると考えることについての高市総務大臣の見解
 - オ 保利茂元衆議院議長や水田三喜男元自由民主党政務調査会長の意見は、恣意的な衆議院の解散を戒めるものと考えることに対する高市総務大臣の認識
 - カ 内閣総理大臣が解散の理由を宣言し、解散を行う前に国会で説明し質疑を行うという憲法学者の

提案に対する高市総務大臣の見解

- (5) 衆議院議員小選挙区選出議員の選挙における選挙運動用通常葉書の入手を小選挙区内の郵便局で行えるようにすることへの取組状況
- (6) 個人が行う政治活動に関する寄附において、政令指定都市を除く市町村の議会議員及び長への寄附は対象になっていない所得控除制度について、一般市の市長をその対象として認めるべきと考えることについての総務省の見解

櫻井周君（立国社）

- (1) 政治活動用の文書図画の掲示について
 - ア 政党その他の政治活動を行う団体が、選挙運動期間中に、当該選挙区の特定の候補者の氏名が記載された2連ポスターや2連のぼりを含む文書図画の掲示を行うことは、公職選挙法第201条の13第1項第2号で禁止されていることの確認
 - イ 公職選挙法第201条の14は選挙運動期間前に掲示されたポスターの撤去義務を規定しているが、その他の文書図画も同様であるか否かの確認
 - ウ 選挙運動期間の前日までにのぼりを設置すれば、選挙運動期間中にこれを撤去する必要がないという認識でよいかの確認
 - エ ウの行為は、公職選挙法第201条の13の趣旨から外れると考えることについての総務省の見解
- (2) 都道府県議会議員の選挙における一票の較差について
 - ア 現在生じている一票の較差に対する総務省の認識とそれに対する取組
 - イ 一票の較差が何倍まで許容されるかに関する判例の有無

中谷一馬君（立国社）

- (1) 選挙運動期間の落選運動のための有料インターネット広告が公職選挙法違反とはならないことの確認
- (2) 過去の選挙の選挙運動期間中に行われた、特定の候補者についてネガティブな印象を与えるニュース記事を掲載しているサイトの有料インターネット広告は落選運動とみなされるのか否かについての確認
- (3) 我が国の選挙に介入するため、他国の者が選挙運動期間中に有料インターネット広告を用いて落選運動を行った場合、我が国にこれを取り締まる規定があるか否かの確認
- (4) 選挙運動期間中に、特定の候補者に関する真偽不明なネガティブなニュースを有料インターネット広告を用いて拡散することができる現状に対策を講じることの必要性についての高市総務大臣の見解
- (5) フェイクニュースに関連した諸課題へ対応するため、専門家によるファクトチェックを行う第三者機関への支援や情報リテラシーに関する教育への取組を進める必要性についての高市総務大臣の見解
- (6) インターネット上の誹謗中傷への憲法第21条に定める表現の自由と他の基本的人権や尊厳を守ることのバランスを考慮した対策について高市総務大臣の見解
- (7) 新型コロナウイルス感染症の拡大等の状況下での参政権の確保や開票の効率化のためにインターネット投票を導入することについての高市総務大臣の見解

森山浩行君（立国社）

- (1) インターネットによる収支報告書の公表について
 - ア 収支報告書のインターネットによる公表に関する現行法の規定の確認
 - イ 都道府県選挙管理委員会によるインターネットによる収支報告書の公表及び都道府県の公報による収支報告書の要旨の公表の現状についての確認

- ウ インターネットによる収支報告書の公表を行っていない都道府県名の確認
- エ インターネットにより収支報告書を公表することについての高市総務大臣の見解
- (2) 個人献金と企業・団体献金について
 - ア 企業・団体献金の根拠についての確認
 - イ 企業・団体献金が認められる一方で、個人献金を促進する観点から、インターネットにより収支報告書を公表する際に、個人の寄附者の住所の一部を非公開にする等の工夫をして個人献金の増加を図ることについての高市総務大臣の見解

塩川鉄也君（共産）

- (1) 我が国に供託金制度が設けられた時期及びその理由
- (2) 供託金制度が現在まで継続している理由
- (3) 町村議会議員選挙において供託金制度が設けられていない理由
- (4) 諸外国における供託金制度の状況
- (5) 総務省「地方議会・議員のあり方に関する研究会」への提出資料における全国都道府県議会議長会及び全国市議会議長会からの供託金制度に関する要望の内容
- (6) 現在の供託金は公営分担金としての性格を有するか否かの確認
- (7) 我が国に選挙公営制度が設けられた時期及びその理由
- (8) 市区の長及び議会議員選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成を公営とするための条例の制定状況及び条例未制定団体の割合
- (9) 市区町村の長及び議会議員選挙における選挙公報の発行を公営とするための条例の制定状況及び条例未制定団体の割合
- (10) 「第 19 回統一地方選挙全国意識調査」（公益財団法人明るい選挙推進協会）において、有権者が役に立ったと回答している選挙運動の種類
- (11) なり手不足が深刻化する地方議会議員選挙において、立候補へのハードルを設けず、被選挙権年齢の引下げや戸別訪問の解禁などにより、選挙の自由を拡大する必要性についての高市総務大臣の見解

浦野靖人君（維新）

- (1) 平成 29 年 3 月に公表された総務省「主権者教育の推進に関する有識者会議」とりまとめについて
 - ア とりまとめにおいて指摘された事項に対する取組
 - イ とりまとめにおいて指摘された選挙管理委員会の人員不足の改善状況
- (2) 投票率の低下に対するこれまでの国の対策が機能していないことを受けての新たな対策の有無

2 公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外 9 名提出、衆法第 16 号）

- ・ 提出者逢沢一郎君（自民）から提案理由の説明を聴取しました。
- ・ 提出者小此木八郎君（自民）、平井卓也君（自民）及び逢沢一郎君（自民）に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・ 塩川鉄也君（共産）が討論を行いました。
- ・ 採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

（賛成一自民、立国社、公明、維新 反対一共産）
 （質疑者）塩川鉄也君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

塩川鉄也君（共産）

- (1) 全国町村議会議長会が町村議会議員選挙への供託金制度の導入の要望を行った時期
- (2) (1)の時期以前には選挙公営の拡大の要望はあったものの供託金制度の導入の要望はなかったことの確認
- (3) 町村議会議員選挙に新たに供託金制度を導入する理由
- (4) 選挙公営の拡大と供託金制度の導入をセットで議論する整合性はないと考えることについての法案提出者の見解